



— 気仙沼ならではの観光事業を応援します —

## 市観光魅力創造補助金事業 第2回募集

- 市では、冬季閑散期の集客を図るため、本年度予算の範囲内で、市観光魅力創造補助金事業の第2回募集を行います。
- この事業は、市の観光戦略に基づき、活力ある地域づくりや魅力ある観光地づくりへの取り組みを喚起・支援するため、市民が主体となって実施する「気仙沼ならではの」の自然、歴史、食、文化などを活用した創造的な事業で、かつ継続的な実施による誘客促進効果が見込まれる事業に対して補助金を交付するものです。
- 気仙沼の良さの掘り起しなどの独創的な企画をお考えの団体など、この機会にぜひ応募ください。

### 【概要】

#### 1 補助対象事業・補助額

- (1) 補助対象経費の総額が60万円以上の事業
- (2) 補助額は補助対象経費の1/3以内
- (3) 12月1日から来年3月31日までに実施する事業

#### 2 審査

別紙「観光魅力創造補助金審査のポイント」を基準に審査します。

#### 3 募集詳細

- (1) 募集期間 11月20日（月）から11月30日（木）まで
- (2) 申請書提出先 気仙沼市産業部観光課観光係  
〒988-8501 八日町一丁目1-1  
電話 0226 - 22 - 3438
- (3) 審査委員会 12月上旬
- (4) 予算額 約170万円  
(当初予算 800 万円のうち第1回募集分で採択された事業分の約630万円を除いた額)

## 観光魅力創造補助金 審査ポイント

産業との関係性      A	・魚市場をはじめとする港資源との関連性があるか
	・気仙沼の食ブランドを発信するものであるか
	・地域の自然や歴史・文化に関連しているか
	・震災の伝承, 復興を発信しているか
	・水産業など, 市の産業との関連性
	・産業の活性化につながるものであるか

事業の内容                      B	・創造性, 独創性があるか
	・ストーリー性があり, 興味を引く内容であるか
	・マーケティングによるニーズやトレンドを把握した事業であるか
	・誘客促進につながる内容であり, 旅行商品化も期待されるものであるか
	・事業実施による地域経済への波及効果など, 地域の振興を見込んでいるか
	・将来的に自立して継続的な実施が可能と見込まれるか

運営・団体に関して      C	・確実な運営体制が構築されているか
	・戦略的な情報発信・周知の方法を考えているか
	・事業の目的が明確であるか
	・将来的なビジョンを有しているか

その他特記事項      D	・冬季閑散期の集客が図れるものとなっているか
	・その他特筆すべき事項について

## 気仙沼市観光魅力創造補助金について

気仙沼市では、民間事業者や市民団体が主体となって実施する「観光魅力創造事業」を応援するため、補助金を交付する事業を募集します。

### 対象となる事業について

**本年12月1日から平成30年3月31日までに実施する事業で、次のすべてに該当する事業**

- 気仙沼市観光戦略(※1)に基づき、気仙沼ならではの観光資源(自然、歴史、食、文化など)を活用し、地域の振興又は観光客の誘致促進に寄与する事業でかつ継続性が期待できる事業
- 補助の対象となる経費(※2)の総額が60万円以上の事業
- 本市の他の補助を受けていない事業

※1 気仙沼市観光戦略とは、気仙沼市観光戦略会議が、気仙沼市長に提出した「観光に関する戦略的方策」において提示した7つの戦略をいう。

【気仙沼市観光戦略会議について】(市ホームページ)

(トップページ>企業・入札情報>事業者・企業支援>気仙沼市観光戦略会議)

<http://www.kesenuma.miyagi.jp/sec/s084/020/010/010/030/20160919152338.html>

※2 補助の対象となる経費については別途裏面に記載。

### 対象となる事業者・団体について

**次のいずれかに該当し、市税の滞納のないもの**

- 市内に事業所を有する法人
- 市内に住所を有する個人事業主
- 代表者が市内に住所を有するか通勤・通学しており、団体の半数以上が市内に住所を有し、5人以上で構成する市民団体等(※3)

※3 定款、規約その他に類するものがあり、総会等で予算及び決算の会計報告並びに監査が行われている、あるいは行われると見込まれる団体

### 補助額について

- 補助の対象となる経費の1/3以内  
1事業の補助額は予算の範囲内とする



裏面もご覧ください

## 補助の対象となる経費について

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、以下のとおり。

ただし、国や県、その他の地方公共団体からの補助金の交付を受けるときは、補助対象経費の金額から交付を受ける金額を控除します。また、法人やその他の団体（国及び地方公共団体を除く。）からの助成金の支給を受けるときや物品販売など補助事業の実施に伴う収入があるときは、補助額は、補助事業の収入総額が補助事業の支出総額を上回らない範囲内の金額となります。

補助対象経費 ○講師・出演者等の謝金及び出演料 ○旅費（視察旅費を除く。）  
○会場の使用料や設営に係る経費（※備品の購入やハード整備等に係る経費は該当しません。）  
○広告や宣伝に係る経費 ○印刷製本経費 ○委託料  
○送料等の通信運搬に係る経費 ○原材料費  
○その他市長が特に必要と認める経費

## 申請書類（添付書類）

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書、収支予算書（別紙1、2）
- (3) 納税証明（市税務課より【観光魅力創造補助金交付申請用】の納税証明書を取得してください。）※市民団体については構成員全員、法人については会社の納税証明
- (4) 市民団体については、
  - ・構成員名簿（住所の記載のあるもの）
  - ・定款、規約その他これらに類する書類
  - ・今年度に係る団体の予算並びに補助金交付対象年度の前年度に係る団体の決算及び監査に関する書類

## 申請書の提出先について

気仙沼市産業部観光課観光係  
〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1-1（市役所ワン・テン庁舎1階）  
TEL 0226-22-3438

## その他

補助事業の選考は、審査委員会において行います。

《募集期間》平成29年11月20日（月）～11月30日（木）まで